

くにとう しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶっぴんとう ちょうたつ すいしん  
国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進  
とう かん ほうりつ しょうがいしゃゆうせんちょうたつすいしんほう がいよう  
等に関する法律（障害者優先調達推進法）の概要

へいせい ねん がつ にち せいりつ どうねん がつ にち こうふ  
（平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布）

もくてき  
＜目的＞

しょうがいしゃしゅうろうしせつ ざいたくしゅうぎょうしょうがいしゃおよ ざいたくしゅうぎょうしえん  
障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援  
だんたい い か しょうがいしゃしゅうろうしせつとう じゅちゅう きかい  
団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を  
かくほ ひつよう じこう さだ しょうがいしゃ  
確保するために必要な事項を定めることにより、障害者  
しゅうろうしせつとう きょうきゅう ぶっぴんとう たい じゅうよう ぞうしんとう はか  
就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図  
り、もってしょうがいしゃしゅうろうしせつ しゅうろう しょうがいしゃ ざいたくしゅうぎょう  
障害者等就労施設で就労する障害者、在宅就業  
しょうがいしゃとう じりつ そくしん し  
障害者等の自立の促進に資する。

がいよう  
＜概要＞

くに どりつぎょうせいほうじんとう せきむ およ ちょうたつ すいしん  
1. 国・独立行政法人等の責務及び調達の推進

ゆうせんてき しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶっぴんとう ちょうたつ  
優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよ  
つと せきむ きてい こうせいろどうだいじん  
う努める責務を規定しており、厚生労働大臣において  
さくてい こうひょう きほんほうしん もと かくしょうかくちょう ちょうとう  
策定・公表した基本方針に基づき、各省各庁の長等に  
おいては、ちょうたつほうしん さくてい こうひょう ちょうたつほうしん そく ちょう  
においては、調達方針の策定・公表、調達方針に即した調  
たつ じっし ちょうたつじっせき と こうひょうとう おこな  
達の実施、調達実績の取りまとめ・公表等を行うことと  
している。

ちほうこうきょうだんたい ちほうどりつぎょうせいほうじん せきむ およ ちょうたつ  
2. 地方公共団体・地方独立行政法人の責務及び調達の  
すいしん  
推進

しょうがいしゃしゅうろうしせつとう じゅちゅう きかい ぞうだい はか  
障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための  
そち こう つと せきむ きてい ちょうたつほうしん  
措置を講ずるよう努める責務を規定しており、調達方針

の策定・公表、調達方針に即した調達の実施、調達実績  
の取りまとめ・公表を行うこととしている。

### 3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等

① 国及び独立行政法人等は、公契約について、  
競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たし  
ていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品  
等を調達していることに配慮する等、障害者の就業  
を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるもの  
とする。

② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国  
及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講  
ずるよう努めるものとする。

### 4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報提

供

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若し  
くは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情  
報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向  
上及び供給の円滑化に努めるものとする。

< 施行期日 >

平成25年4月1日

< 検討規定 >

(以下の事項について、法の施行後3年以内に検討を加え、

その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする)

① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供のあり方

② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

### ＜税制上の措置＞

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

### ＜障害者優先調達推進法と地方自治法との関係（参考）＞

#### 1. 障害者就労施設等の受注機会の拡大

障害者優先調達推進法においては、この資料の＜概要＞の1から3にあるように、国や地方公共団体は物品等の発注を通じて、障害者就労施設等の受注機会の拡大を図ることとしている。特に地方公共団体においては、障害者就労施設等の受注機会の拡大について、調達方針の作成と公表、調達実績の公表、公契約における障害者の就業促進のための措置を取ることとしている。

これまで、地方公共団体においては、地方自治法の規定により、障害者就労施設等の一部に対して、物品の買入契約や役務の提供について随意契約で発注することが可能となっているが、その対象範囲について、平成23年12月26日付けで、地方自治法施行令第167条の2第1項第3

ごう かいせい おこな  
号の改正が行われている。

ぐたいてき せいかつ かい ごじぎょうしょ しゅうろういこう しえんじぎょうしょ  
具体的には、生活介護事業所、就労移行支援事業所、  
しゅうろうけいぞく しえんじぎょうしょ ちいきかつどう しえん ちいききょうどう  
就労継続支援事業所、地域活動支援センター、地域共同  
さぎょうしょ くわ じゆん もの ちほうこうきょうだんたい  
作業所に加えて、これらに準ずる者として地方公共団体  
の長の認定を受けた者についても、対象となった。この  
じゆん もの とりあつかい さっぼろし けんとう ひつよう  
準ずる者の取扱について、札幌市として検討する必要がある。  
ある。

## 2. しょうがいしゃしゅうろうしせつとう じょうほうていきょうとう 障害者就労施設等からの情報提供等

しょうがいしゃゆうせんちやうたつすいしんほう しりょう がいよう  
障害者優先調達推進法においては、この資料の概要  
の4にあるように、しょうがいしゃしゅうろうしせつとう たんどく また  
相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、そ  
ぶっぴんとう かん じょうほう ていきょう つと  
の物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、  
とうがいぶっぴんとう しつ こうじょうおよ きょうきゅう えんかつか つと  
当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるもの  
としている。

さっぼろし へいせい ねんど げんき  
札幌市においては、平成21年度から「元気ジョブアウト  
ソーシングセンター」により、じゅはつちゅうしゃ じょうほうしゅうしゅう せいり  
受発注者の情報収集・整理、  
じゅちゅうちやうせい きょうどうじゅちゅう はつちゅうしゃ ぶんせき  
マッチング(受注調整、共同受注)、発注者のニーズ分析  
じぎょうしょ ていあん じゅちゅうしゃ きょうどう きょうりよくたいせい せいび おこな  
と事業所への提案、受注者の協働・協力体制の整備を行  
っており、このような情報の提供等は既に取り組んできた  
ところである。

しょうがいしゃゆうせんちやうたつすいしんほう しゅし ふ こんご  
障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、今後とも  
さっぼろし しょうがいしゃしゅうろうしせつとう はつちゅうしゃ じょうほう  
札幌市として障害者就労施設等から発注者への情報  
ていきょうとう しえん ひつよう  
提供等を支援していく必要がある。